

令和5年度 福岡観光コンベンションビューロー

見本市等開催助成金 募集要項

1 事業の目的

福岡市内における見本市等の新規・拡大開催を促進し、ビジネス機会の創出や地域経済の活性化に繋げるとともに、コロナ下で苦境に置かれている地場企業やMICE関連事業者等へ商談機会や取引機会を提供し、経営回復の一助とすることを目的としています。

2 申請期間

令和5年2月20日（月）から令和5年3月20日（月）まで

3 対象事業

(1) 対象となる見本市等

福岡市内のMICE施設で開催される見本市等（※1）であって、次のいずれかに該当するものを対象とします。

	①大規模見本市等	②中規模見本市等	③拡張見本市等
施設使用面積	会期1日当たり 10,000㎡以上	会期1日当たり 2,000㎡以上	既存見本市等を 会期1日当たり 2,000㎡以上拡張
会期 (※2)	令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に 会期初日が含まれるもので、会期2日以上		
開催	平成30年4月1日以降、 福岡市内で開催されていないもの（※3）	平成30年4月1日以降、 一番直近に福岡市内で開催 されたものと比較（※4）	
その他	初回開催から2回を同規模以上で福岡市内で 開催すること（2回目は令和7年度末までに 開催すること）		-

（※1）見本市等とは、企業等の出展者が販路拡大等を目的として商品・サービスを展示し、販売先等である参加者と主にサンプルベースで商談し、また市場動向等の情報収集・情報交換等を行う場であり、主催者がテーマやジャンルを設定し出展者を広く公募して開催されるものとします。

（※2）会期には準備日を含めません。

（※3）令和4年度に開催していても、本助成金の支給を受けていなければ新規とみなします。

（※4）令和4年度に本助成金の支給を受けていなければ、令和3、4年度に開催したものについては比較対象としないことができます。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、業界団体等のガイドラインを遵守し、適切な安全対策を講じてください。

※ 以下に該当するものは対象から除きます。

- ・ 国または地方公共団体が主催または共催するもの
- ・ 福岡市からこの支援制度以外の制度に基づき金銭的な助成を受けるもの。
- ・ 国または地方公共団体等の支援であって、対象経費が重複する支援を受けているもの。
- ・ 主として主催者等の特定の者の利益を目的として開催されるもの
(例：企業個展や、自社の商品を扱う事業者や自社を通じた販売を行う事業者等のみから出展者を公募する見本市等)
ただし、福岡市内に事務所または事業所を有する中小企業が合同で企業個展等を主催する場合は対象とする。
- ・ 主として物販を目的として開催されるもの（例：展示販売会）
- ・ 政治的または宗教的な目的で開催されるもの
- ・ 法令または公序良俗に反する目的で開催されるもの
- ・ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が開催に関わっているもの

(2) 対象経費、助成率、上限額

	①大規模見本市等	②中規模見本市等	③拡張見本市等
対象経費及び助成率	施設使用料の2分の1		
助成上限額	1,000万円	200万円	200万円

※ 支援は予算の範囲内で実施し、応募多数の場合は、申請額から減額し、または助成対象外となる場合があります。

※ 経費には、消費税及び地方消費税を含みません。ただし、消費税の申告義務がない場合や簡易課税方式により申告しているなど、助成金に係る仕入控除税額が0円となることが明らかである場合には含めることができます。

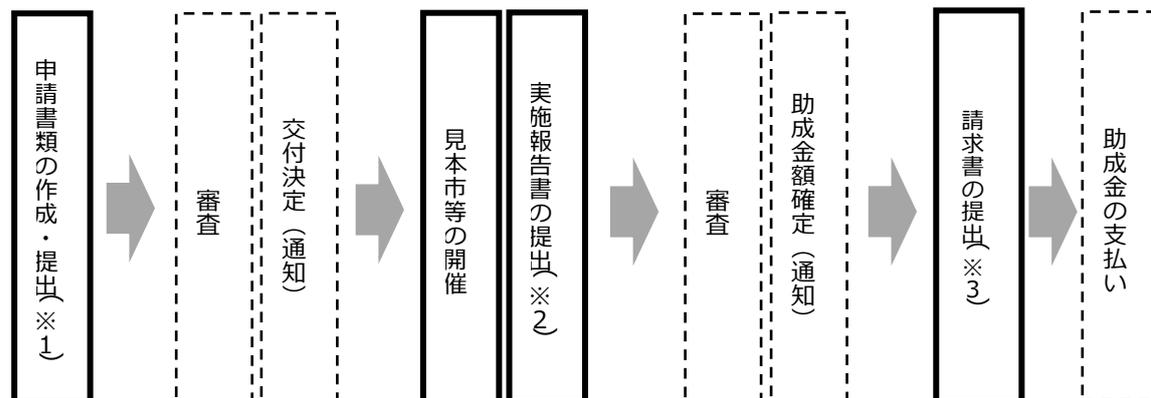
※ この表に基づき算出された助成申請額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

※ 新型コロナウイルス感染症による影響で開催を中止・延期・縮小する場合は、キャンセル料等に充当できる場合があります。

※施設所有者が主催者である場合は、通常の施設使用料相当額を対象経費とできます（領収書不要）。

4 申請の流れ

※ は申請者が行う項目です。



(※1) 〆切：令和5年3月20日（月）必着

(※2) 〆切：開催後30日以内、または令和6年3月8日（金）のいずれか早い方

(※3) 〆切：助成金額確定通知受領後すみやかに、遅くとも令和6年3月22日（金）まで（必着）
期限に間に合わない場合お支払いできません。

5 申請方法

(1) 申請者

申請者は、助成対象となる見本市等の主催者とします。

※以下に該当する場合は申請できません。

- ・主として政治的または宗教的な活動を目的としている者
- ・法令または公序良俗に反する活動を行う者
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納している者

(2) 提出書類（いずれも押印不要）

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（別紙）
- ③ 事業計画書（別紙）
- ④ 施設使用料の見積書等経費の根拠がわかる書類の写し
- ⑤ 収支予算書（任意様式）
- ⑥ 役員名簿（様式第2号）
- ⑦ 定款、規約、会則その他これに類するもので、主催者の組織活動の根本規則

(3) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メールまたは郵送でご提出ください。

(4) 注意事項

- ① 助成金の申請は、1 申請者につき 1 回限りとします。
- ② 提出に当たっては、必ず記入漏れや不足書類がないかを確認してください。不備があった場合、助成対象とならない場合があります。
- ③ 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

6 審査及び交付決定

申請書類を受領した後、審査を行い、助成対象者を決定します。なお、応募多数の場合は、申請額から減額し、または助成対象外となる場合があります。

審査結果は書面にて通知します。

7 事業の実施及び実施報告

開催後、すみやかに以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類（いずれも押印不要）

- ① 事業実施報告書（様式第 7 号）
- ② 実施報告書（別紙）
- ③ 次回見本市等開催計画書（別紙）
- ④ 施設使用料の領収書等助成対象経費が支払われたことを客観的に証明する書類の写し
- ⑤ 開催状況がわかる写真
- ⑥ 収支決算書（任意様式）

(2) 実施報告書提出期限

開催後 30 日以内、または令和 6 年 3 月 8 日（金）のいずれか早い方（必着）

(3) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メールまたは郵送でご提出ください。

(4) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず記入漏れや不足書類がないかを確認してください。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

8 審査及び金額の確定

実施報告書を受領した後、審査を行い、認定された事業計画通りに事業が実施されたことが認められた場合は、交付決定額の範囲内で助成金額を確定し、書面にて通知します。

9 助成金の請求及び支払い

助成金額の確定通知を受領したら、すみやかに「請求書兼口座振込依頼書（様式第9号）」

（※要押印）を提出してください。

※提出期限：令和6年3月22日（金）まで（必着）

10 次回の見本市の開催について

大規模見本市等、中規模見本市等については、令和8年3月31日（月）までに、助成対象となった見本市等と同規模以上の見本市等を開催する必要があります。助成対象となった主催者は、2回目の開催終了後30日以内に以下の書類を提出してください。なお、定められた期間内に2回目が開催されない場合、また書類の提出がない場合は、助成金の返還を求めます。

- ① 事業実施報告書（様式第7号）（今回提出するものと同じ内容のもの）
- ② 実施報告書（別紙）（2回目の内容のものを記載）
- ③ 2回目の開催における、施設使用料の領収書等助成対象経費が支払われたことを客観的に証明する書類の写し
- ④ 2回目の開催状況がわかる写真

11 留意事項

- (1) 当事業において収集した情報は福岡市に共有します。
- (2) 審査のためなど必要があるときは、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、実施状況の確認のため現地調査を行い、帳簿等関係書類を検査する場合があります。また、今後のMICE施策の参考とさせていただくためのアンケート調査にご協力ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大等不測の事態によりやむを得ず開催を中止・延期する場合は、すみやかに福岡観光コンベンションビューローまでご連絡ください。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため国等がイベント等の自粛を要請する場合は、その趣旨を鑑み、要請に応じていただくようお願いいたします。
- (5) 申請後、事業計画に変更が生じた場合（期間や会場の変更等）は、すみやかに福岡観光コンベンションビューローまでご連絡ください。
- (6) 以下に該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、助成金の返還を求める場合があります。その場合は、支援金の返還等、福岡観光コンベンションビューローの指示に従ってください。
 - ① 助成対象事業が自己都合により中止、または遂行される見込みがないとき（新型コロナウイルス感染症の影響によるものは除く。）
 - ② 見本市等や申請者が助成対象に該当しないことがわかったとき

- ③ 虚偽の申請その他の不正行為があったとき
- ④ その他福岡観光コンベンションビューローが助成を行うことを不適当と認めたとき
- (7) 助成金にかかる所得税や法人税等については、適切に申告してください。
- (8) 助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和 11 年 3 月末日まで）は関係書類（助成事業に係る関係書類及び帳簿類）の保存が必要です。
- (9) 本助成事業の実施は、令和 5 年度福岡市予算の議決を経てはじめて効力を発するものとします。**

【問合せ先】

〒810-0041 福岡市中央区大名 2 丁目 5 番 31 号

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

電話：092-733-0101 Fax：092-733-3100

メールアドレス：mice@welcome-fukuoka.or.jp

●福岡観光コンベンションビューローホームページ

<http://www.welcome-fukuoka.or.jp>